用地調査等共通仕様書

目 次

第	1	章	総	則		
		第1条	趣旨	等		- 1
		第2条	用語	の定義		
		第3条	基本国	的処理方	7針	
		第4条	調査	対象物件	‡の区分	2
		第5条	業務	従事者		4
第	2	章	用地調	査等の基	基本的処理方法	
	第1	節 用地	也調査等	の実施手	=続き	
		第6条	施行	上の義務	§及び心得	5
		第7条	現地	踏査		
		第8条	作業	計画の策	定定	
		第9条	監督	職員の指	計示等	
		第10条	支給!	品及び貸	美 与品	
		第11第	全 立入	り及び立	Z会い	6
		第12条	障害	物の伐除	È	
		第13第	身分	証明書		
		第14条	算定	資料		
		第15条	監督	職員の審	译 查	
		第16条	部分	使用		
		第17第	成果	品		- 7
		第18第	検査			
		第19第	特度!	監理対象	食業務の対応	
	第 2	節 数量	量等の処.	理		
		第20第	建物	等の計測		
		第21第	建物 建物	等の図面	事に表示する数値及び面積計算	8
		第22第	建物 建物	等の計算	算数値の取扱い	
		第23第	建物 建物	等の補償	賞調書に計上する数値	
		第24第	後 資材	単価等の)端数処理	
第	3	章	権	利 調	查	
	第1	節調	査			
		第25第	権利	調査		. 9
		第26第	ト 地図	の転写		
		第27第	土地!	登記簿の)調査	
		第28第	建物	登記簿等	い 調査	
		第29第	権利!	者の確認	8調査	1 0
		第30第	墓地	管理者等	節の調査 これに	
	第2	2 節 調	査表等の	作成		
		第31第	ト 地図	の作成		1 1

第32条 調査表の作成

第	4 章	土	地言	平 価								
	第33	3条	土地評価	五							 1	2
	第34	4条	土地評価	西の基準	鱼							
	第35	5条	現地踏了	査及び資	科収	集等						
	第36	6条	標準地位	の選定及	なび標	準地語	平価調書	أ			 1	3
	第37	7条	標準地語	平価関係	善類	及び対	対象地評	延価関係	書類等の	作成		
	第38	8条	残地等に	こ関する	損失	の補償	賞額の算	定				
第	5 章	建	物等	等 の	調	查						
	第1節 誌	調 査										
	第39	9条	建物等の	の調査							 1	4
	第4(0条	建物等の	の配置等	Ė							
	第4]	1条	法令適合	合性の調	雪査							
	第4:	2条	木造建物	勿								
	第43	3条	木造特殊	诛建物								
	第44	4条	非木造	建物								
	第45	5条	機械設備	備							 1	5
	第40	6条	生産設備	備								
	第4万	7条	附带工作	乍物								
	第48	8条	庭園									
	第49	9条	墳墓									
	第50	0条	立竹木								 1	6
	第2節 訓	調査書	等の作品	戊								
	第5]	1条	建物等の	の配置図	図の作	成					 1	7
	第 5 2	2条	法令に	基づく旅	拉設改	(善					 1	8
	第53		木造建物									
			木造特殊									
	第55		非木造殖								 1	9
			機械設備								_	-
			生產設備									
			附带工作									
		9条		1 1/2								
		0条										
	7.7		立竹木									
		第 定										
		•	移転先の	の検討							 2	0
					部设改	金費日			損失額の			Ü
			照応建物					, Y \ 11 TIII' 1	R/(1R*/)	JI /L		
			木造建物		ᄱᄖᄉᄗ							
			木造特別								 2	1
	第67		非木造									Т
			がか 過ぎ 機械設し									
			生産設(
	男 / (∪栄	附带工作	F初								

	第72条 墳墓
	第73条 立竹木
第	6 章 営業その他の調査
	第1節 調 査
	第74条 営業その他の調査 2 3
	第75条 営業に関する調査
	第76条 居住者等に関する調査 2 4
	第77条 動産に関する調査
	第2節 調査書の作成
	第78条 調査書の作成
	第3節 算 定
	第79条 補償額の算定 2 5
第	7 章 消費税等調査
	第80条 消費税等に関する調査等26
	第81条 調査
	第82条 補償の要否の判定等
第	8 章 予 備 調 査
	第1節 調 查
	第83条 予備調査28
	第84条 企業内容等の調査
	第85条 敷地使用実態の調査
	第86条 建物調査29
	第87条 機械設備等調査
	第2節 調査書の作成
	第88条 企業概要書
	第89条 配置図
	第90条 建物、機械設備等の図面作成
	第91条 移転計画案の作成 30
	第3節 算 定
	第92条 補償概算額の算定
第	9 章 移転工法案の検討
	第1節 調 査
	第93条 移転工法案の検討3 1
	第94条 企業内容等の調査
	第95条 敷地使用実態の調査
	第2節 調査書等の作成
	第 9 6 条 企業概要書 3 2
	第97条 移転工法案の作成
	第98条 補償額の比較
第	10 章 再算定業務

第71条 庭園

						3
					再算定の方法	
第	1 1	章			補償。說明	
		第1				4
					概況ヒヤリング	
					現地踏査等	
					説明資料の作成等	
		第1	0	5条	権利者に対する説明	
		第1	0 (6条	記録簿の作成	
		第1	0	7条	説明後の措置 3	5
第	1 2	章		:	事業認定申請図書等の作成	
		第1	0 8	3条	事業認定申請図書の作成 3	6
		第1	0 9	9条	事業計画の説明	
		第1	1 ()条	現地踏査	
		第1	1	1条	起業地の範囲の検討	
		第1	1 2	2条	事業認定申請図書の作成方法	
		第1	1 3	3条	事業審査用資料の作成方法	
		第1	1 4	4条	事前審査用資料の提出	
		第1	1 5	5条	本申請図書の提出 3	7
		第1	1 6	5条	裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の提出	
第	1 3	章			写真台帳の作成	
		第1	1 7	7条	写真台帳の作成	
第	1 4	章			土地調書及び物件調書の作成	
		第1	1 8	3条	土地調書等の作成 3	8
第	1 5	章		;	検 証	
		第1	1 9	9条	検証	

用地調查等共通仕様書

第1章 総 則

(趣旨等)

- 第1条 この仕様書は、山口県土木建築部所管の公共事業に必要な土地等の取得等に伴う調査、金額の算定等(以下「用地調査等」という。)の業務を委託に付する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、これによりがたい場合又はこれに記載のない事項については、別に指示する用地調査等特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)によるものとする。
- 2 特記仕様書は、この仕様書に優先する。

(用語の定義)

- 第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
 - 一「調査区域」とは、用地調査等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
 - 二 「権利者」とは、土地又は建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
 - 三 「監督職員」とは、受注者への指示、これらの者との協議又は受注者からの報告を受ける 等の事務を行う者で、発注者が受注者に通知した職員をいう。
 - 四 「検査職員」とは、発注者の命を受け用地調査等の成果品の完了検査において検査を行う 職員をいう。
 - 五 「主任技術者」とは、この用地調査等の主たる補償業務に関し7年以上の実務経験を有し 補償業務の管理をつかさどる者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると 認めた者で、受注者が発注者に届け出た者をいう。
 - 六 「指示」とは、発注者の発議により監督職員が受注者に対し、用地調査等の遂行に必要な 方針、事項等を示すこと及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求めること をいい、原則として、書面により行うものとする。
 - 七 「協議」とは、監督職員と受注者又は主任技術者とが相互の立場で用地調査等の内容又は 取扱い等について合議することをいう。
 - 八 「報告」とは、受注者が用地調査等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況 等を、必要に応じて、監督職員に報告することをいう。
 - 九 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所(調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局(支局、出張所を含む。))等での調査をいう。
 - 十 「精度監理」とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、基準及び「山口県の施行する公共事業に伴う損失補償基準及びその運用方針」等への適合性、補償の具体的妥当性について、発注者が受注者とは別に第三者の判断を得ることをいう。

(基本的処理方針)

第3条 受注者は、用地調査等を実施する場合において、この仕様書及び「山口県の施行する公 共事業に伴う損失補償基準(以下「基準」という。)及びその運用方針(以下「基準運用方針」 という。)等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないもの とする。 (調査対象物件の区分)

- 第4条 この仕様書における建物、建物以外の工作物(以下「工作物」という。)及び立竹木に係 る調査対象物件は、次の各号に定める区分による。
 - 一 建物は、表1により木造建物 [I]、木造建物 [II]、木造建物 [III]、木造特殊建物、非木造建物 [II] 及び非木造建物 [II] に区分する。

表 1 建物区分

区 分	判 斯 基 準
	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工
木 造 建 物	法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等
(I)	の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建
	又は2階建の建物
	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工
木 造 建 物	法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等の建物で主要な
(Π)	構造部の形状・材種、間取り等が一般でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれない
	と判断される建物又は3階建の建物
	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー
木 造 建 物	工法又はプレハブ工法等により建築されている軸組(在来)工法以外の工法
(Ⅲ)	により建築された建物
	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工
木造特殊建物	法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築
	に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
	柱、梁、等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨
非木造建物	造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック
(I)	造等の建物
非木造建物	石造、レンガ造、及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコン
[[]	クリート系の建物

- (注) 建築設備及び建物附随工作物(テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの)は、建物調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物の効用を全うするために設けられているおおむね次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 電気設備(電灯設備、動力設備、受・変電設備等)
 - (2) 通信・情報設備(電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、表示設備、 テレビジョン共同受信設備等)
 - (3) ガス設備
 - (4) 給・排水、衛生設備
 - (5) 空調(冷暖房・換気)設備
 - (6) 消火設備(火災報知器、スプリンクラー等)
 - (7) 排煙設備
 - (8) 汚物処理設備
 - (9) 煙突
 - (10) 運搬設備(昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。)

(11) 避雷針

二 工作物は、表2により機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。

表 2 工作物区分

区 分	判 斯 基 準
機械設備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わら
	ない機械を主体とした排水処理施設等をいい、建築設備以外の動力設備(変電設
	備を含む。)、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生産設備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上
	で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うこと
	が相当と認められるものを除く。
	A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの
	園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、
	豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等
	B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの
	テニスコート、ゴルフ練習場等の施設(上家、ボール搬送機又はボール洗い機を含
	む。)、自動車練習場のコース、遊園地(公共的な公園及び当該施設に附帯す
	る駐車場を含む。)、釣り堀、貯木場等
	C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に
	必要となるもの
	工場等の貯水池、浄水池(調整池、沈殿池を含む。)、駐車場、運動場等の厚
	生施設等
	D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの
	コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽、鉄塔、送電設備、飼
	料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
附帯工作物	表1の建物(注に掲げる設備、工作物を含む。)及び表2の他の区分に属する
	もの以外のすべてものをいい、主として次に例示するものをいう。
	門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設
	備、一般住居にあっては屋外の給・排水設備、ガス設備、物干し台(柱)、池等
庭	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が
	形成されているものをいう。
墳 墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相
	当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随
	する工作物及び立竹木を含む。

三 立竹木は、表3により庭木等、用材林立木、薪炭林立木、収穫樹、竹林、苗木(植木畑)及びその他の立木に区分する。

表 3 立竹木区分

区 分	判 斯 基 準
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他
	の効用をする住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの(自生木を
	含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。)をいい、次により区分する。
	A 観 賞 樹
	住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、観賞上の価値を有す
	ると認められる立木であって、喬木(針葉樹、広葉樹)、株物類、玉物
	類、特殊樹、生垣用木及びほていちく等の観賞用竹をいう。
	B 効用樹
	防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋
	敷回りに育生するものをいう。
	C 風 致 木
	名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を
	保たせるために敷地内に植栽されている立木をいう。
	D その他
	敷地内に植込まれた芝、地被類、草花等をいう。
用材林立木	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の
	効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林立木	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこ
	れらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいう。
竹林	孟宗竹、ま竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

(業務従事者)

第5条 受注者は、主任技術者の管理の下に、用地調査等に従事する者(補助者を除く。)として、 その業務に十分な知識と能力を有する者を当てなければならない。

第2章 用地調査等の基本的処理方法

第1節 用地調査等の実施手続き

(施行上の義務及び心得)

- 第6条 受注者は、用地調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - 一 自ら行わなければならない関係官公署への届け出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
 - 二 用地調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。
 - 三 用地調査等は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければいけない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる 言動を慎まなければならない。
 - 四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

(現地踏查)

第7条 受注者は、用地調査等の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地 及び建物等の概況を把握するものとする。

(作業計画の策定)

- 第8条 受注者は、用地調査等を着手するに当っては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏 査の結果等を基に契約締結後7日以内に作業計画書(別記第1号様式)を提出しなければならない。
- 2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

(監督職員の指示等)

- 第9条 受注者は、用地調査等の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせたうえ監督職員から業 務の実施について必要な指示を受けるものとする。
- 2 受注者は、用地調査等の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について 疑義が生じたときは、主任技術者を立ち会わせたうえ監督職員と協議するものとする。

(支給品及び貸与品)

- 第10条 受注者は、用地調査等を実施するに当たり必要な図面その他の資料を使用する場合に は、発注者から支給又は貸与を受けるものとする。
- 2 登記事項証明書等の交付等をうける必要があるときは、別途監督職員と協議する ものとする。
- 3 支給品名又は貸与品名及び数量は特記仕様書によるものとし、支給品又は貸与品の引渡しは 支給品引渡通知書(別記第2号様式)又は貸与品引渡通知書(別記第3号様式)により行うもの とする。
- 4 受注者は、支給品又は貸与品を受領したときは、支給品受領書(別記第4号様式)又は貸与品借用書(別記第5号様式)を監督職員に提出しなければならない。
- 5 受注者は、用地調査等の業務が完了したときは、当該用地調査等の業務の完了の日から3日以内に、支給品の残品又は貸与品を支給品返還通知書(別記第6号様式)又は貸与品返還通知書

(別記第7号様式)により返還しなければならない。

(立入り及び立会い)

- 第11条 受注者は、用地調査等のため、他人の占有する土地、建物又は工作物に立ち入ろうとする場合は、監督員の了解を得たうえ、あらかじめ、当該土地、建物又は工作物の権利者の同意を得なければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあっては立入りの日及び時間をあらかじめ 監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあってはその理由を付して、速やかに、 監督職員に報告し、指示を受けるものとする。
- 3 受注者は、用地調査等を行う場合、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを求める必要がないことが明らかである場合、又はやむを得ない理由により立会いを求めることができない場合において権利者の了解が得られ、かつ、監督職員が了解をしたときは、この限りではない。

(障害物の伐除)

- 第12条 受注者は、用地調査等のため、障害物を伐除する必要がある場合は、監督職員に報告 し、その指示をうけなければならない。
- 2 監督職員の指示により、障害物を伐除した場合は、障害物伐除報告書(別記第8号様式)を作成して監督職員に提出しなければならない。

(身分証明書)

- 第13条 受注者は、身分証明書交付申請書(別記第9号様式)により、現地調査に従事する者の 身分証明書(別記第10号様式)を発注者から交付を受け、用地調査等に従事する者(以下「業 務従事者」という。)に常時携帯させなければならない。
- 2 業務従事者は、関係人から請求があったときは、交付を受けた身分証明書を提示しなければ ならない。
- 3 受注者は、用地調査等が完了したときは、遅滞なく身分証明書返納通知書(別記第11号様式) により身分証明書を返納しなければならない。

(算定資料)

第14条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定に当っては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

(監督職員の審査)

- 第15条 受注者は、用地調査等の実施状況について監督職員が審査を求めたときは、これに応じなければならない。
- 2 受注者は、監督職員が行う用地調査等の実施状況についての審査に、主任技術者を立ち合わせなければならない。

(部分使用)

第16条 受注者は、用地調査等の実施期間中であっても、監督職員が特に必要と認め、成果品の一部の提出を求めたときは、これに応じなければならない。

- 2 受注者は、前項で提出した成果品について、監督職員が審査を行うときは主任技術者を立ち 合わせなければならない。
- 3 受注者は、用地調査等のうち発注者が精度監理を必要と認めたものについて、監督職員の指示により第17条の成果品の提出に先立って仮提出をしなければならない。

(成果品)

- 第17条 受注者は、「成果品一覧表」に掲げる成果品等で特記仕様書に掲げる成果品を提出しなければならない。
- 2 受注者は、次の各号により成果品を作成するものとする。
 - 一 用地調査等の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
 - 二 表紙には、件名、年度(又は履行期限の年月)、発注者及び受注者の名称を記載する。
 - 三 目次及び頁を付す。
 - 四 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。
- 3 本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。
- 4 成果品の提出部数は、正副各1部とする。
- 5 受注者は、成果品の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書に定めるかし担保の期間 保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(検 査)

- 第18条 受注者は、検査に主任技術者を立ち合わせなければならない。
- 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に従わなければならない。

(精度監理対象業務の対応)

- 第19条 受注者は、第16条第3項で仮提出した成果品の内容等について、監督職員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。
- 2 受注者は、仮提出した成果品の内容等について、監督職員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。
- 3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認める ときは、これを修補するものとする。

第2節 数量等の処理

(建物等の計測)

- 第20条 調査において、建物等の長さ、高さ等の計測単位はメートルを基本とし、小数点以下 第2位(小数点第3位四捨五入)とする。ただし、排水管等で小数点第2位までの計測が困難 なものは、この限りでない。
- 2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測単位は、原則として、ミリメートルとする。
- 4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。
 - 一 幹周、胸高直径は、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。
 - 二 枝幅、樹高はメートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)とする。ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、特殊樹及び生垣用木については、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。
- 5 芝、地被類、草花等が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位

(小数点以下第2位四捨五入)とする。

(建物等の図面等に表示する数値及び面積計算)

- 第21条 建物等の調査図面に表記する数値は、前条の計測値をもって記入する。
- 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値によって小数点以下第4位まで算出し、それを建物等の各階別に累計し、その小数点第2位(小数点以下第3位切捨て)までとする。
- 3 建物等の延べ面積は、前項で算出した各階別の小数点第2位までの数値を合計した数値とする。
- 4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の計算方法により算出する。

(建物等の計算数値の取扱い)

- 第22条 建物等の補償額算出に必要となる構造材、仕上げ材料の数量算出の単位は、通常使用 されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位 で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。
- 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、各々の単位を基準として次の各号により行 うものとする。
 - 一 項目ごとに集計する。
 - 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程においては、小数点以下第3位(小数点以下第4位切捨て)までとする。
 - 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算を行う。この場合に長さ等の集計は、原則として小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は小数点以下第3位まで算出するものとする。

(建物等の補償設計内訳書に計上する数値)

- 第23条 補償設計内訳書に計上する数値(価格に対応する数値)は、次の各号によるものとする。
 - 一 建物の延べ面積は、第21条3項で算出した数値とする。
 - 二 工作物等の長さ等の数量は、第20条第1項で計測したメートルを単位とした小数点第2位 (センチメートル) までとする。ただし、排水管等で小数点以下第2位までの計測が困難なものについては、小数点以下第1位までとすることができるものとする。
 - 三 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下 第2位(小数点第3位四捨五入)で計上する。

(資材単価等の端数処理)

- 第24条 補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、別に定めるもののほか原則と して次の各号によるものとする。
 - 一 補償額算定に必要となる資材単価等は、次による。

100円未満 1円未満切捨 100円以上10,000 円未満 10円未満切捨 10,000円 以上 100円未満切捨

二 工作物等の補償単価は、次による。

100円以上10,000 円未満 10円未満切捨 10,000 円 以上 100円未満切捨

- 三 建物等の移転料の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあっては、1円未満切り捨てとする。
- 四 建物の1平方メートル当たりで算出する単価(現在価格等)は、1円未満切り捨てとする。

第3章 権 利 調 査

第1節 調 査

(権利調査)

第25条 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の収受又は居住者等からの 聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者(又はその法定代理人)等の氏名又は名 称(以下「氏名等」という。)及び住所又は所在地(以下「住所等」という。)等に関し調査す ることをいう。

(地図の転写)

- 第26条 地図の転写は、調査区域内の土地について、当該土地の所在地を管轄登記所において、 次の各号に定める方法により、当該土地に関する地図(不動産登記法(平成16年法律第123号) 第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。 以下同じ。)を転写しなければならない。
 - 一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
 - 二 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名(隣接字名を含む。)、地目及び 地番を記載する。
 - 三 管轄登記所名、転写年月日及び転写者氏名を記載する。

(土地の登記記録の調査)

- 第27条 受注者は、調査区域内の土地について管轄登記所の土地の登記記録により次の各号の 調査を行わなければならない。
 - 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
 - 二 地目及び地積
 - 三 登記名義人の住所及び氏名又は名称
 - 四 共有地については、共有者の持分
 - 五 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の住所及び氏名又は 名称、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
 - 六 仮登記等があるときは、その内容
 - 七 その他必要と認められる事項

(建物の登記記録の調査)

- 第28条 受注者は、調査区域内に存する建物について、管轄登記所の建物の登記記録により、 次の 各号の調査を行わなければならない。
 - 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - 二 登記名義人の住所及び氏名又は名称
 - 三 共有建物については、共有者の持分
 - 四 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の住所及び氏名又は

名称、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間

- 五 仮登記等があるときは、その内容
- 六 その他必要と認められる事項
- 2 その他の登記簿については、前項に準じて必要と認められる事項の調査を行わなければなら ない。

(権利者の確認調査)

- 第29条 権利者の確認調査は、前2条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。
 - 一 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
 - 二 商業登記簿、法人登記簿等
- 2 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 権利者の氏名、住所及び生年月日

 - 三 権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所
 - 四 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所
- 3 権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 法人を代表する者の氏名及び住所
 - 三 法人が破産法 (大正11年法律第71号) による破産宣告を受けているとき等の場合にあっては、破産管財人等の氏名及び住所
- 4 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。

(墓地管理者等の調査)

- 第30条 受注者は、調査区域内に墓地、墳墓が存するときは、当該墓地、墳墓についての権利 関係の調査を次の各号により行わなければならない。
 - 一 墓地の所有者及び管理者(以下「墓地管理者」という。)の確認は、土地の登記記録の調査 及び市町村長又は寺院の代表役員等からの聴取により行うものとする。この場合において、 墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人登記簿により、次の事項について調査する。
 - (1) 名称
 - (2) 事務所の所在地
 - (3) 宗教法人を包括する宗教団体がある場合は、その名称及び宗教法人、非宗教法人の別
 - (4) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
 - (5) 財産処分等に関する規則がある場合は、その事項
 - (6) 永代使用料(入壇志納金)に関する事項
 - (7) その他必要と認められる事項

- 二 墓地使用(祭祀)者の調査は、次により行うものとする。
 - (1) 別途作成する配置平面図の墓地画地ごとに、墓地管理者等からの聴取により墓地の使用(祭祀)者の住所、氏名等について調査する。この場合において、墓地の使用者から維持・監理の委任を受けている者がいるとき、又は墓地使用名義人と現実の使用(祭祀を主宰する者)が異っている場合には、その原因と受任者、承継人等の住所及び氏名。
 - (2)(1)の調査を基に墓地管理者と協議の結果、墓地の使用(祭祀)者が確定できたもの(有縁)と確定することが不可能であり、かつ、無縁として取扱うことに墓地管理者が同意したものとに区分する。
 - (3) 火葬、土葬の区分
 - (4) 墓地使用者単位の霊数
 - (5) その他必要と認められる事項

第2節 調査表等の作成

(地図の作成)

第31条 受注者は、第27条及び28条の調査が完了したときは、転写地図各葉を複写して連続させた地図を作成し、その地図に土地所有者名及び工事計画平面図等に基づき土地の取得等の予定線を記入するとともに管轄登記所名及び転写年月日の記載並びに転写を行った者の記名押印を行うものとする。

(調査表の作成)

第32条 受注者は、第27条から第30条までの調査が完了したときは、調査事項を土地の登記記録調査表(別記第12号様式)建物の登記記録調査表(別記第13号様式)及び墳墓調査表(別記第14号様式)等に所定の事項を記載しなければならない。なお、各調査表の編綴は町名及び字ごとの地番順に行うものとする。

第4章 土地評価

(土地評価)

第33条 土地評価とは、取得する土地(残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。)の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、「不動産の鑑定評価に関する法律」(昭和38年法律第152号)第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

(土地評価の基準)

第34条 受注者は、土地評価を行うに当たっては、「土地評価事務処理要領」(平成2年3月制定) その他監督員が指示する事項に基づき実施しなければならない。

(現地踏査及び資料収集等)

- 第35条 受注者は、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査すると ともに、土地評価に必要となる次の各号による資料を収集又は作成しなければならない。
 - 一 同一状況地域区分図

同一地域区分図は、近隣地域及び類似地域について行い、都市計画図又はその他類似の地図により次の事項を図示し作成するものとする。

- (1) 起業地の範囲 、同一状況地域の範囲及び用途的区分
- (2) 鉄道駅、バス停留所等の交通施設
- (3) 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設
- (4) 幹線道路の種別、幅員
- (5) 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準
- (6) 行政区域、大字及び字の境界
- (7) 取引事例地
- (8) 地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条により公示された標準地(以下「公示地」という。)又は国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条第5項により周知された基準地(以下「基準地」という。)
- 二 取引事例地調查表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例 地程度を収集し、次の事項を整理のうえ、調査表を作成するものとする。なお、規準すべき 公示地及び基準地についてもこれに準じ、必要な事項について作成するものとする。

- (1) 土地の所在、地番及び住居表示
- (2) 土地の登記記録に記載されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況
- (3) 周辺地域の状況
- (4) 土地に物件がある場合はその種別、構造、数量等
- (5) 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情(取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。)

- (6) 取引年月日、取引の様態、取引価格(建付地の場合は、土地・建物に区分すること。)
- (7) 取引事例地の画地条件(間口、奥行、前面道路との接面状況等)、写真及び図面(100分の1~500分の1程度)
- 三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

- 四 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面
- 五 地域要因及び個別的要因の格差判定基準表

格差判定基準表とは、比準表を適用するに当たり、比準表の定める要因中の細項目に係る格差 率適用の判断を行うに当たって、その基準となるものをいい、監督職員と協議のうえ作成する ものとする。

六 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

(標準地の選定及び標準地評価調書)

- 第36条 受注者は、同一状況地域毎に監督職員と協議のうえ標準地を選定し、標準地評価調書 を作成しなければならない。
- 2 標準地調書は前条第二号で定める取引事例等調査表に準拠し、必要な事項について整理のう え作成するものとし選定理由を付記しなければならない。

(標準地評価関係書類及び対象地評価関係書類等の作成)

- 第37条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第34条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。
- 2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。
- 3 前2項の評価格は、監督職員が指示する図面に記載するものとする。

(残地等に関する損失の補償額の算定)

第38条 残地又は残借地に関する損失の補償額は基準第53条に定めるところにより算定し、残地(又は残借地)補償額算定調書を作成するものとする。

第5章 建物等の調査

第1節 調 查

(建物等の調査)

第39条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等 又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

- 第40条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。
 - 一 建物、工作物及び立竹木の位置
 - 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
 - 三 敷地と接する道路の幅員、敷地の方位等
 - 四 その他配置図作成に必要となる事項
- 2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督職員から調査の実施範囲について指示 を受けるものとする。

(法令適合性の調査)

- 第41条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準 第28条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要となる法令に係る適合状況を調査(別 記第15号様式)するものとする。この場合において、調査対象法令については監督職員と協議す るものとする。
 - 一 調査時
 - 二 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

- 第42条 木造建物 [I] の調査は、中国地区用地対策連絡会が定める「木造建物 [I] 調査積 算要領(以下「木造建物要領」という。)により行うものとする。
- 2 木造建物 [Ⅱ] 及び木造建物 [Ⅲ] の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物 の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
- 3 前2項の実施にあたり、補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査する場合は、木 造建物補正率調査算定表(別記第16号様式)により行うものとする。

(木造特殊建物)

第43条 木造特殊建物の調査は、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

(非木造建物)

第44条 非木造建物 [I] の調査は、中国地区用地対策連絡会が定める「非木造建物 [I] 調

査積算要領(以下「非木造建物要領」という。)により行うものとする。

2 非木造建物 [Ⅱ] の調査は、「非木造建物要領」を準用して行うほか、当該建物の推定再建築 費の積算が可能となるよう行うものとする。

(機械設備)

第45条 機械設備の調査は、別に定める機械設備調査算定要領により行うものとする。

(生産設備)

- 第46条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。
 - 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、平板測量等を行う。
 - 二 種類 (使用目的)
 - 三 規模 (形状、寸法)、材質及び数量
 - 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、 浄水池等にあっては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
 - 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあっては、打席数又は収容台数等
 - 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
 - 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項
 - 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影。ただし、写真撮影が困難なものについては姿図 を作成する。

(附帯工作物)

第47条 附帯工作物の調査は、別に定める附帯工作物調査算定要領(以下「附帯工作物要領」 という。)により行うものとする。

(庭 園)

- 第48条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。
 - 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の 配置の状況。配置の調査は、平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測 量以外で行うことが可能なものにあっては、他の方法により行うことができる。
 - 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
 - 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
 - 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項
 - 五 庭園の概要が把握できる写真の撮影

(墳 墓)

- 第49条 墳墓の調査は、次の各号について行うものとする。
 - 一 墓地の配置の状況、墓地使用者(祭祀者のこと。以下同じ)ごとの画地及び通路等の配置の状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て平板測量にて行うものとする。ただし、 規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあっては、他の方法により行うことが できる。

- 二 墓地使用者ごとの墓石の形状、寸法、構造及び種類
- 三 墓地使用者ごとの墓誌等の形状、寸法及び種類
- 四 墓地使用者ごとのカロートの形状、寸法及び種類(石造又はコンクリート造。)不可視部分については、墓地使用者又は墓地管理者からその状況を聴取する。
- 五 墓地使用者ごとのその他の石積、囲障、立竹木等の種類、形状、寸法及び数量
- 六 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 七 墓地及び墳墓の概要が把握できる写真の撮影

(立竹木)

- 第50条 立竹木の調査は、第4条表3の区分ごとにより行うものとする。
 - 一 庭木等(観賞樹、効用樹、風致木)の調査
 - (1)権利者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分に区分して、立木の位置を図面に表示するとともに番号(寄植及び連植であって同樹種、同寸法のものは、同番号とする。)を付す。
 - (2) 立木については、樹種名、根本周囲、胸高直径、枝幅、樹高、管理の状況(表4の判断基準による区分)等を調査する。

表 4	管理状況の判断基準
1	

判断基準	区	分
年2回程度以上の手入れ(剪定)が行われ樹型が整っているもの	良	11
年1回程度以上の手入れ(剪定)を行っているもの	やや	良い
上記以外のもの	普	通

- (3) 観賞用竹(ほていちく、きんめいちく、なりひらたけ、かんちく等)については、5本程度を1株として、その位置を(1)の図面に表示するとともに番号を付す。
- (4) 芝、地被類、草花等については、植込みの面積を調査する。
- 二 用材林立木の調査
- (1)権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、林令(又は植林年次)、 人工林・天然生林の別、管理の状況等を調査する。
- (2) 監督職員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、次により行う。
 - ① 権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごとに一括して取扱うことが相当とみとめられる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況、植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分する。
 - ② ①で定めた区域内で最も標準と認められる範囲(標準地)100平方メートル以上を定め、当該範囲内にある樹種名、胸高直径、本数及び樹齢(又は植林年次)を調査する。
- 三 薪炭林立木の調査は前号用材林立木の調査に準じて行う。
- 四 収穫樹の調査は樹種、胸高直径、樹齢(又は植林年次)、管理の状況を調査する。

- 五 竹林の調査は、次によるものとする。
 - (1)権利者ごとに竹林として取扱うことが相当と認められる区域を決定するものとする。この場合、筍の収穫を目的としているものと、その他のものとに区分して行うものとする。
 - (2)(1)で定めた区域内で最も標準と認められる範囲(標準地)100平方メートル以上を定め、当該範囲内にある品種、本数及び胸高直径(筍を目的とするものを除く。)並びに筍の収穫を目的とするものにあっては、その管理の状況を記入するものとする。

六 苗木(植木畑)の調査

権利者ごとに苗木(植木畑)として取扱うことが相当と認められる区域を決定し、植栽されている苗木について、同樹種、同寸法のものごとに樹種名、根本周囲、胸高直径、枝幅、樹高、本数、樹齢(育生年数)及び管理の状況を調査する。この場合において、同樹種同寸法のものが大規模に植栽されている場合には、第二号(2)の標準地調査の例により行うことができる。

- 七 その他の立木の調査は、立木の存する位置、樹種等により前各号の調査に準じて行う。
- 八 権利者の画地ごとの代表的な立木 (標準地調査の場合は、標準地の立竹木の概要が把握できるもの) の写真の撮影

第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

- 第51条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。
 - 一 建物等の所有者(同族法人及び親子を含む。)を単位として作成する。
 - 二縮尺は、原則として、次の区分による。
 - (1)建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木 100分の1又は200分の1
 - (2) 庭園、墳墓、庭木等 50分の1又は100分の1
 - 三 建物の敷地が広大で規定様式に記載することが困難な場合は、監督職員の指示によるものとする。(以下この節において同じ。)
 - 四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし 図面右上部に記入する。
 - 五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。
 - 六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。 ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することがで きる。
 - 七 図面中に次の事項を記入する。
 - (1)敷地面積
 - (2) 用途地域
 - (3) 建ペい率
 - (4) 容積率

- (5)建築年月日
- (6) 構造概要
- (7)建築面積
- (8) 延べ面積

(法令に基づく施設改善)

- 第52条 第51条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。
- 2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合していない(このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。)と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書(別記第15号様式)に記載するものとする。
 - 一 法令名及び条項
 - 二 改善内容

(木造建物)

- 第53条 木造建物の図面及び調査書(別記第17号様式)は、第42条の調査結果を基に作成する ものとする。
- 2 木造建物 [I] の図面及び調査書は、木造建物 [I] 調査積算要領(以下「木造建物要領」 という。)により作成するものとする。
- 3 木造建物 [Ⅱ] 及び木造建物 [Ⅲ] の図面及び調査書は、木造建物要領を準用して作成する ほか、次の各号の図面を作成するものとする。
 - 一 基礎伏図 (縮尺100分の1)
 - 二 床 伏 図 (縮尺100分の1)
 - 三 軸組図(縮尺100分の1)
 - 四 小屋伏図 (縮尺100分の1)
 - 五 必要に応じて断面図、詳細図

(木造特殊建物)

- 第54条 木造特殊建物の図面及び調査書 (別記第17号様式) は、第43条の調査結果を基に作成 するものとする。
- 2 図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。
 - 一 基礎伏図 (縮尺100分の1)
 - 二 床 伏 図 (縮尺100分の1)
 - 三 軸組図(縮尺100分の1)
 - 四 小屋伏図 (縮尺100分の1)
 - 五 断面図(矩計図) (縮尺50分の1)
 - 六 必要に応じて上記各図面の詳細図(縮尺は適宜のもとする。)
- 3 調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。
 - 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。

二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

(非木造建物)

- 第55条 非木造建物 [I]の図面及び調査書(別記第17号様式)は、第44条第1項の調査結果を 基に非木造建物 [I]調査積算要領(以下「非木造建物要領」という。)により作成するものと する。
- 2 非木造建物 [Ⅱ] の図面及び調査書は、第44条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

(機械設備)

第56条 機械設備の図面及び調査書は、第45条の調査結果を基に機械設備調査算定要領により 作成するものとする。

(生産設備)

- 第57条 生産設備の図面及び調査書は、第46条の調査結果を基に調査表 (別記第18号様式) を 作成するものとする。
- 2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要となる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。
- 3 調査書は前条に準じ作成するものとする。

(附帯工作物)

第58条 附帯工作物の調査表及び図面は、第47条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成 するものとする。

(庭 園)

第59条 庭園の調査書は、第48条の調査結果を基に工作物調査表 (別記第18号様式) を用いて、 積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数 量等を記載することにより作成するも のとする。

(墳 墓)

- 第60条 墳墓の図面及び調査書は、第49条の調査結果を基に作成するものとする。
- 2 図面は、次の各号により作成するものとする。
 - 一 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にする。
 - 二 墓地使用者の画地ごとに番号を付す。
 - 三 土地の取得等の予定線を記入する。
- 3 調査書は、墳墓調査表 (別記第14号様式)、を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項 を記載することにより作成するものとする。

(立竹木)

第61条 立竹木の図面及び調査書は、第50条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 第50条第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の 各号の事項を記載するものとする。
 - ー 標準地の位置、面積
 - 二 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲、面積
- 3 調査書は、立竹木調査表 (別記第19号様式) を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載するものとする。

第3節 算 定

(移転先の検討)

- 第62条 建物等を移転する必要があり、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合(第9章移転工法案の検討に該当するものを除く。)には、残地が建物等の移転先地として基準運用方針第11第1(4)第一号から第四号までの要件に該当するか否かの検討をするものとする。
- 2 前項の検討にあたり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物(以下「照応建物」という。)の推定建築費は、概算額によるものとし、平面図及び立面図はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定再建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。
- 3 第1項の検討に当たり、当該契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は,監督員から教示を得るものとする。
- 4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、第51条で定める図面に 対象となるものを明示するものとする。

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第63条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用 益損失額の算定は、第52条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認め る場合に、基準運用方針第11第3の定めるところにより行うものとする。

(照応建物の詳細設計)

- 第64条 第62条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲 げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。
 - 一 照応建物についての計画概要表 (別記第20号様式の1, 第20号様式の2)
 - 二 面積比較表 (別記第20号様式の3)

(木造建物)

- 第65条 受注者は、建物ごとに第53条で作成した図面及び算出した数量を基に中国地区用地対 策連絡会が定める木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算しなければならない。
- 2 受注者は、当該建物の移転工法が推定再建築費を基礎として算出できる工法が相当であると 認められるときは、その工法について監督職員と協議し、指示した工法について補償額(当該 建物に係る解体費等一切の項目を含む。以下同じ。)の積算を、建物移転補償設計書等(別記第

21号様式、別記第22号様式及び別記第23号様式)により行わなければならない。

(木造特殊建物)

- 第66条 受注者は、建物ごとに第54条で作成した図面及び算出した数量を基に中国地区用地対 策連絡会が定める木造建物要領に準じて、当該建物の推定再建築費を積算しなければならない。
- 2 受注者は、当該建物の移転工法が推定再建築費を基礎として算出できる工法が相当であると 認められるときは、その工法について監督職員と協議し、指示された工法について補償額(当 該建物に係る解体費等一切の項目を含む。以下同じ。)の積算を、建物移転補償設計書等(別記 第21号様式、別記第23号様式及び別記第23号様式)により行わなければならない。

(非木造建物)

- 第67条 受注者は、建物ごとに第55条で作成した図面及び算出した数量を基に中国地区用地対 策連絡会が定める非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算しなければならない。
- 2 受注者は、当該建物の移転工法が推定再建築費を基礎として算出できる工法が相当であると 認められるときは、その工法について監督職員と協議し、指示された工法について補償額(当 該建物に係る解体費等一切の項目を含む。以下同じ。)の積算を、建物移転補償設計書等(別記 第21号様式、別記第22号様式及び別記第23号様式)により行わなければならない。

(機械設備)

第68条 機械設備の補償額の算定は、第56条で作成した資料を基に機械設備調査算定要領により行うものとする。

(生産設備)

- 第69条 生産設備の補償額の算定は、第57条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び 適否について検討し、行うものとする。
- 2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が 困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

(附帯工作物)

第70条 附帯工作物の補償額の算定は、第58条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

(庭 園)

第71条 庭園の補償額の算定は、第59条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、 行うものとする。(別記第23号様式の5)

(墳 墓)

第72条 墳墓の補償額の算定は、第60条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方 における改葬方法の慣行等を検討し、改葬費を併せて行うものとする。(別記第23号様式の5) (立竹木)

第73条 立竹木の補償額の算定は、第61条で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び 適否について検討し、行うものとする。(別記第23号様式の6)

第6章 営業その他の調査

第1節 調 査

(営業その他の調査)

第74条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

- 第75条 法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要となる次の各 号に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 営業主体に関するもの
 - (1) 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
 - (2) 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
 - (3) 資本金の額
 - (4) 法人の組織(支店等及び子会社)
 - (5) 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
 - (6) 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係
 - 二 業務内容に関するもの
 - (1)業種
 - (2) 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
 - (3) 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先(得意先)
 - (4) 品目等別の売上構成
 - (5) 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。
 - 三 収益及び経費に関するもの

営業調査表(別記第24号様式)の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の 写を収集する。

- (1) 直近3か年の事業年度の確定申告書(控)写。税務署受付印のあるものとする。
- (2) 直近3か年の事業年度の損益計算書写、貸借対照表写
- (3) 直近1年の事業年度総勘定元帳写、固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。
- (4) 直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。
 - ① 正規の簿記の場合売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳
 - ② 簡易簿記の場合現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳
- 四 その他補償額の算定に必要となるもの
- 2 個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。

- 3 仮営業所に関する調査を必要とするときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督職員に報告するものとする。
 - 一 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
 - 二 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
 - 三 仮設組立建物等のリースに関する資料

(居住者等に関する調査)

- 第76条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 氏名、住所(建物番号、室番号)
 - 二 居住者の家族構成(氏名、生年月日)
 - 三 住居の占有面積及び使用の状況
 - 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
 - 五 その他必要と認められる事項
- 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査する ものとする。
- 3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。

(動産に関する調査)

- 第77条 動産に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 所有者の氏名等及び住所等(建物番号、室番号)
 - 二 動産の所在地
 - 三 住居又は店舗等の占有面積及び収容状況。ピアノ、美術品、金庫等で特別な取扱いを必要 とするものについては、個別に調査する。
 - 四 一般動産については、品目、形状、寸法、容量、重量
 - 五 その他必要と認める事項

第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

- 第78条 前3条の調査に係る調査書は、次に掲げる調査表に所定の事項を記載することにより作成するものとする。
 - 一 営業調査表(別記第24号様式)
 - 二 居住者等調查表 (別記第25号様式)
 - 三 動産調査表 (別記第26号様式)

第3節 算 定

(補償額の算定)

- 第79条 受注者は、前条の調査書の作成が完了したときは、当該権利者の移転工法に適合した 補償額の算定を行うものとする。なお、営業に関する補償額の算定で、建物及び工作物の移転 料の算定業務が当該契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、 行うものとする。
- 2 動産移転料の算定は、前条で作成した調査書を基に行うものとする。この場合において、美 術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、 専門業者の見積書を徴するものとする。
 - 一 営業補償額の算定 (別記第21号様式、別記第22号様式及び別記第24号様式)
 - 二 動産移転料の算定 (別記第21号様式、別記第22号様式等)
 - 三 仮住居費補償、移転雑費等の補償額の算定(別記第21号様式、別記第22号様式、別記第27号様式及び別記第28号様式)

第7章 消費税等調查

(消費税等に関する調査等)

第80条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法 (昭和63年法 律第108号)及び地方税法 (昭和25年法律第226号)に規定する消費税及び地方 消費税 (以下「消費税等」という。)の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償 の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

(調 査)

- 第81条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に 掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定するために必要な資料 を収集することにより行うものとする。
 - 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」
 - 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」
 - 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」
 - 四 消費稅簡易課稅制度選択届出書
 - 五 消費税簡易課税制度不適用届出書
 - 六 消費税課税事業者選択届出書
 - 七 消費稅課稅事業者選択不適用届出書
 - 八 消費税課税事業者届出書
 - 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
 - 十 法人設立届出書
 - 十一 個人事業の開廃業等届出書
 - 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
 - 十三 その他の資料
- 2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、 速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(補償の要否の判定等)

- 第82条 消費税等に関する調査書は、第81条の調査結果を基に作成するものとする。
- 2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取り扱いについて」(平成9年4月1日中央用対第8号中央用地対策連絡協議会事務局長通知)により、補償の要否を判定(課税売上割合の算定を含む。)するもの

とし、消費税等調査表(別記様式第29号)を用いて、作成するものとする。この場合において、 消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等 を記載した調査表を作成するものとする。

第8章 予備調查

第1節 調 査

(予備調査)

第83条 予備調査とは、工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習所等で大規模なもの (以下「工場等」という。)の敷地が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回 復させることの検討が必要であると認められるもの等について、建物等の調査に先立ち当該工 場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される概略の移 転計画(レイアウト)案の作成に必要な事項の調査を行うことをいう。

(企業内容等の調査)

- 第84条 予備調査に係る工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 名称、所在地及び代表者名
 - 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
 - 三 所有者又は占有者の組織
 - 四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場等との関係
 - 五 財務状況
 - 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先(得意先)
 - 七 製品等の製造、加工又は販売等の工程(図式化したもの)
 - 八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

- 第85条 予備調査に係る工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行 うものとする。
 - 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
 - 二 用途地域等の公法上の規制
 - 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延面積、建築年月及び用途(使用実態)
 - 四 敷地内の使用状況等
 - (1)屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるもの の位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数
 - (3) 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量
 - (4) 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく緑地の位置及び面積

- 五 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- 六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

(建物調査)

- 第86条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第52条から第54条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。
- 2 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

(機械設備等調査)

- 第87条 予備調査に係る機械設備、生産設備及び附帯工作物の調査は、前条に準じて行うものとする。
- 2 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。

第2節 調査書の作成

(企業概要書)

第88条 企業内容等の調査書は、第94条の調査結果を基に企業概要書(別記第30号様式)を用いて、作成するものとする。

(配置図)

- 第89条 予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第85条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。
 - 一 建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置 (又は配置)
 - 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
 - 三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1

(建物、機械設備等の図面作成)

第90条 予備調査に係る工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の 積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

(移転計画案の作成)

- 第91条 予備調査に係る工場等の移転計画案は、第84条から第87条の調査結果を基に、次の各 号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先 地として基準第11第1(4)第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものと する。
 - ー 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
 - 二 建物、機械設備等の移転計画
 - 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
 - 四建物、機械設備等の移転工程表
 - 五 移転計画図 (縮尺500分の1又は1,000分の1)
 - 六 移転計画案検討概要書(別記第31号様式の1)
 - 七 移転工法案の比較表 (別記第32号様式)
- 2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は第90条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。
 - 一 照応建物についての計画概要書(検討資料)(別記第20号様式の1、別記第20号様式の2)
 - 二 面積比較表(別記第20号様式の3)
 - 三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(別記第31号様式の2)

第3節 算 定

(補償概算額の算定)

第92条 前条で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、第88条、第89条、 第90条及び第91条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第9章 移転工法案の検討

第1節 調 査

(移転工法案の検討)

第93条 移転工法案の検討とは、工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合において、当 該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための通常妥当とする 移転方法等の案を検討することをいう。

(企業内容等の調査)

- 第94条 工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 ただし、第88条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。
 - 一 名称、所在地及び代表者名
 - 二 業種及び製造、加工又は販売等の品目
 - 三 所有者又は占有者の組織
 - 四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場との関係
 - 五 財務状況
 - 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先(得意先)
 - 七 製品等の製造、加工又は販売等の工程(図式化したもの)
 - 八 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

- 第95条 工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 ただし、第85条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。
 - 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
 - 二 用途地域等の公法上の規制
 - 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延床面積、建築年月日及び用途(使用実態)
 - 四 敷地内の使用状況等
 - (1)屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数
 - (3) 原材料、製品等の置き場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量
 - (4) 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく緑地の位置及び面積
 - 五 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
 - 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項
 - 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第96条 企業内容等の調査書は、第94条の調査結果を基に企業概要書 (別記第31号様式)を用いて、作成するものとする。

(移転工法案の作成)

- 第97条 工場等の移転工法案は第40条から第48条まで、第50条、第94条及び第95条の調査結果 を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。
 - この場合において、残地が建物等の移転先地として基準運用方針第11第1(4)第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。
 - 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
 - 二 建物 (残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)機械設備 等の移転計画
 - 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
 - 四 建物、機械設備等の移転工程表
 - 五 移転計画図 (縮尺500分の1又は1,000分の1)
 - 六 移転計画案検討概要書(別記第31号様式の1)
 - 七 移転工法案の比較表 (別記第32号様式)
- 2 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。
 - 一 照応建物についての計画概要書(別記第20号様式の1)
 - 二 面積比較表 (別記第20号様式の3)
 - 三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(別記第31号様式の2)

(補償額の比較)

- 第98条 前条の移転工法案を作成したときは、基準運用方針第11第1(4)第四号に定める補償額の比較を行うものとする。
- 2 第1項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督 職員から教示を得るものとする。

第10章 再算定業務

(再算定業務)

第99条 再算定業務とは、建物等の移転補償額について再度算定する(再調査して算定する場合を含む。)ことをいう。

(再算定の方法)

- 第100条 建物等の移転補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の 移転工法及び移転補償額の算定方法により行うものとする。
 - 一 移転補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、基準運用方針又は調査積算要領等が改正 されている場合には、改正後の基準等により算定する。
 - 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき移転補償額を算定 する。この場合における移転工法は、監督職員の指示による。

第11章 補償説明

(補償説明)

第101条 補償説明とは、用地取得又は建物等の移転の対象となる権利者に対し、土地の評価 (残地補償を含む。)及び建物等の補償方針、移転補償額の算定内容等(以下「補償内容」とい う)の説明を行うことをいう。

(概況ヒヤリング)

第102条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

(現地踏査等)

- 第103条 受注者は、補償説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況等を把握するものとする。
- 2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

- 第104条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前2条の結果を踏まえ、次の 各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職 員と協議するものとする。
 - 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
 - 二 権利者ごとの補償内容等の整理
 - 三 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

- 第105条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。
 - 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること
 - 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解 を得ておくこと
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよ う十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第106条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(別記第33号様式)に記載するものとする。

(説明後の措置)

- 第107条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に 報告するものとする。
- 2 受注者は、当該権利者に係わる補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

第12章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書の作成)

- 第108条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。
 - 一 事業認定申請図書の作成
 - 二 裁決申請図書の作成
 - 三 明渡裁決申立図書の作成
- 2 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第16条 に規定する事業の認定を受けるため、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類(事前 審査のための資料を含む。)を作成することをいう。
- 3 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作 成することをいう。
- 4 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する 参考資料を作成することをいう。

(事業計画の説明)

第109条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第110条 事業認定申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、事業認定申請に係る現地の踏査 を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

- 第111条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、 本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。
- 2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督職員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第112条 事業認定申請図書は、法第18条及び法施行規則(昭和26年建設省令第33号)第2条並び に第3条に定めるところに従うほか、監督職員が別途指示する事業認定申請書等作成要領等により 作成するものとする。

(事業審査用資料の作成方法)

第113条 発注者が事業認定機関と事業認定申請に先立って行う事業認定申請書の事前審査用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前審査に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

(事前審査用資料の提出)

第114条 受注者は、前条の事前審査用資料の作成が完了したときは、速やかに、監督職員に当

該資料を提出するものとする。

(本申請図書の提出)

第115条 事業認定機関との事前審査の完了に伴う本申請図書の作成は、監督職員の指示により 事前審査用資料を修補し、又は補足資料を整備して行うものとする。

(裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の提出)

第116条 裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成を完了したときは、速やかに監督職員に当該成果品を提出するものとする。

第13章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

- 第117条 請負者は第5章、第6章、第8章及び第9章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。
 - 一 第5章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
 - 二 第5章及び第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
 - 三 第6章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第77条第三号及び第四号の動産の種類等が容易にわかるものとする。
 - 四 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼働状況、 原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
 - 五 第8章及び第9章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前各号に 準じて行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
- 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記するものとする。

第14章 土地調書及び物件調書の作成

(土地調書等の作成)

第118条 受注者は、第3章から第5章までに定める業務の成果品により、土地調書(別記第34号様式)及び物件調書(別記第35号様式)を作成するものとする。

第15章 検証

(検 証)

- 第119条 受注者は、受託に係る業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証 (受注者が受託に係る業務の成果品のかしを防止するため、当該成果品を発注者に提出する前 に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以 下同じ。)を行わなければならない。この場合において、成果品の検証を行った者は、第17条 第1項に定める成果品のうち地図の転写図等は、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面 に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。
- 2 第3章から前章までに定める業務について、前項の検証業務は、主任技術者が行うものとする。